

尊氏と義貞

——『太平記』卷十四前半部について——

谷 垣 伊太雄

—

「忝モ天子ノ御諱ノ字ヲ被_レ下テ、高氏ト名ノラレケル高ノ字ヲ改メテ、尊ノ字ニゾ被_レ成ケル」(傍点筆者。以下同じ)と記された足利尊氏がその「天子」(後醍醐天皇)との対立の構図を明確に予測させたのが『太平記』卷十三の結末であった。

そして、卷十四の章立ては次の通りである。

- 一、新田足利確執奏狀事
- 二、節度師下向事
- 三、矢矧鷲坂手超河原鬪事
- 四、箱根竹下合戦事
- 五、官軍引退箱根事
- 六、諸國朝敵蜂起事

- 七、將軍御進發大渡山崎等合戦事
- 八、主上都落事付勅使河原自害事
- 九、長年歸洛事付内裏炎上事
- 十、將軍入洛事付親光討死事
- 十一、坂本御皇居并御願書事

卷十三で予見された尊氏と後醍醐帝との対立は、卷十四第一章になると、尊氏と新田義貞との対立という構図へと変化を見せる。

すなわち、北条時行を征討した尊氏は「勅約ノ上ハ何ノ子細カ可_レ有」として、①「未ダ宣旨ヲモ不_レ被_レ下、押テ足利征夷將軍」と名乗り、「東八箇國ノ管領ノ事ハ、勅許有シ事ナレバ」として、②「箱根・相摸河ニテ合戦ノ時、有_レ忠輩」に恩賞を与えた。②については「先立新田ノ一族共拜領シタル東國ノ所領共ヲ、悉ク闕所ニ成シテ、給人」を付けた。「是ヲ聞テ安カラヌ事ニ」思った新田

義貞は「其替リニ我分國、越後・上野・駿河・播磨ナドニ足利ノ一族共ノ知行ノ庄園ヲ押ヘテ」家人達に与えた。そのため「新田・足利中惡成テ、國々ノ確執」が統発した。

更に「其根元ヲ尋ヌレバ」と時間を「元弘ノ初」に遡行させて、①義貞が鎌倉を攻略した際に、「東八箇國ノ兵共」は「尊氏卿都ニテ抽賞異他ナリト聞ヘテ、是ヲ輒ク上聞ニモ達シ、恩賞ニモ預ラント思」つたために「心替リシテ」大半の者が、幼い千寿王（尊氏の二男）のもとについたこと、②義貞が鶴岡八幡宮若宮の神殿で「錦ノ袋ニ入タル二引兩ノ旗」を発見し「奇特ノ重寶ト云ナガラ、中黒ノ旌ニアラザレバ、當家ノ用ニ無シ」と言ったのを聞いた足利方から、その旗を求めたところ、義貞が拒否したため「兩家確執合戦ニ及バントシ」たものの「上聞ヲ恐憚テ黙止」したことがあったと述べられ、「加様ノ事共重疊有シカバ、果シテ今、新田・足利一家ノ好ミヲ忘シ怨讎ノ思ヲナシ、互に亡サント牙を砥ノ志顯レテ、早天下ノ亂ト成ニケルコソ淺猿ケレ」と展望した上で、現状についての批評が付される。

「讒口傍ヲニ有テ、亂眞事多カリケル中ニ、今度尊氏卿、相摸次郎時行ガ討手ヲ承テ平關東後、今隱謀ノ企アル由叡聞ニ達シ」ため、後醍醐帝は「逆鱗有テ」て、諸卿僉議が催された。「親房・公明」が「頻ニ諫言」した結果、「法勝寺ノ慧鎮上人ヲ鎌倉ヘ奉レ下事ノ様ヲ可尋窮」という事になった。上人が勅使として鎌倉に下ろうとした当日に、細川和氏を使者とする足利尊氏からの「一紙の奏狀」が届いた。

それは「請早誅罰義貞朝臣一類致天下泰平上狀」であり、「佞臣在朝讒口亂眞。是偏生於義貞阿黨裏」と義貞を批判して「乾臨早被下勅許、誅伐彼逆類、將致海内之安靜、不堪懇歎之至」と書かれていた。

ところが、「此奏狀未ダ内覽ニモ不被下ケレバ、遍ク知ル人モ無處ニ」、義貞が「是ヲ傳聞テ」、同じように「請早誅伐逆臣尊氏直義等徇天下上狀」を奉った。

義貞の方は、尊氏のことを「渠儂忠非彼」と非難し、「以功微爵多、頻猜義貞忠義。刺暢讒口之舌、巧吐浸潤之譖」と述べて、足利兄弟の八罪を列挙していく。とりわけ、護良親王の幽閉・誅殺に關しては、「人面獸心之積惡」「大逆無道」等の表現を使い、「可令討罰尊氏・直義以下逆黨等之由、下賜宣旨、忽拂浮雲擁弊、將輝白日之餘光」と締め括るものであった。

二人の奏狀をめぐって諸卿僉議が行われたものの、「大臣ハ重祿閉口、小臣ハ憚聞不出言」という状況、そのような中で坊門清忠が「義貞ガ差申處之尊氏ガ八逆、一々ニ其罪不輕。就中兵部卿親王ヲ奉禁殺、由初テ達上聞」。此一事申處實ナラバ尊氏・直義等罪責難遁」として「暫待東說實否、尊氏が罪科ヲ可被定歟」と述べたことが結論となった。

「懸ル處ニ」大塔宮の世話をしていた「南ノ御方ト申女房」が鎌倉から帰洛して、「事ノ様有ノ俛ニ」奏上したため、帝も「サテハ尊氏・直義が反逆無子細ケリトテ、叡慮更ニ不穩。是ヲコソ不思議ノ事ト思食」していたところへ、四國・西國から「足利殿ノ成

ル軍勢催促ノ御教書」が数十通も「進覽」された。そのため、再度、諸御僉議が行われ、「此上ハ非ノ疑慮」。急ニ討手ヲ可被_レ下」と、一宮尊良親王を「東國ノ御管領」に、新田義貞を「大將軍」として派遣することが決定した。

そして、第一章は「元弘の兵亂ノ後、天下一統ニ歸シテ萬民無事に誇トイヘドモ、其弊猶殘テ四海未ダ安堵ノ思ヲ不_レ成處ニ、此事出來テ諸國ノ軍勢共催促ニ随ヘバ、コハ如何ナル世中ゾヤトテ、安キ意モ無リケリ」と締め括られる。

第二章。十一月八日、「朝敵追罰ノ宣旨」を受けた新田義貞は兵を具して参内し、「治承四年」の平維盛の「不吉ノ例」ではなく「天慶・承平ノ例」に従つて、「節度」を下賜される。義貞自身も、「嘉承三年讃岐守正盛」の例に則つて「尊氏卿ノ宿所ニ條高倉」の「中門ノ柱」を切り落させた。

その後、一宮中務親王が五百余騎で三条河原に出陣し、「内裏ヨリ被_レ下タル錦ノ御旌」を掲げたところ、「俄ニ風烈吹テ、金銀ニテ打テ著タル月日ノ御紋キレテ、地ニ落タ」事が「不思議ナレ」と記され、「是ヲ見ル者、アナ淺猿ヤ、今度ノ御合戦ハカバカシカラジト、思忌ハヌ者ハ無リケリ」とも描かれる。

こうして、「同日ノ午刻」に「大將新田左兵衛督義貞」は七千余騎に前後を囲ませて都を出立する。大手が六万七千余騎、搦手が一万余騎ノ大軍であった。

一方、「討手ノ大勢已ニ京ヲ立ヌ」と聞いた鎌倉では、「左馬頭直

義・仁木・細河・高・上杉ノ人々」が將軍(足利尊氏)の元に行き、「敵ニ難所ヲ被_レ超ナバ、防戦共甲斐有マジ。急矢矯・蔭埤山ノ邊ニ駈向テ、御支候ヘカシ」と提言したところ、尊氏は「黙然トシテ暫ハ物モ不_レ宣、良有テ」、「繼_レ絶職達_レ征夷將軍望_レ、興_レ廢位極_レ從上三品」ことについて「是臣ガ依_レ微功_レイヘドモ、豈非_レ君厚恩哉」と述べ、帝の「逆鱗」のもととなっている「兵部卿親王ヲ奉_レ失タルト、諸國ヘ軍勢催促ノ御教書ヲ下シタルト云兩條」に關しては、「此條々謹_レテ事ノ子細ヲ陳申サバ、虚名遂ニ消テ逆鱗ナドカ静カナラザラン」として、「勞ハ兎モ角モ身ノ進退ヲ計ヒ給ヘ。於_レ尊氏_レ向_レ君奉引_レ弓放_レ矢事不_レ可有。サテモ猶罪科無_レ所_レ遁、剃髮染衣ノ貌ニモ成テ、君の御為ニ不忠ヲ不_レ存處ヲ、子孫ノ為ニ可_レ殘」と、「氣色ヲ損ジテ宣モハテズ、後の障子ヲ引立テ、内ヘ入つてしまつた。そのため、「甲冑ヲ帶集タル人々」は「皆興ヲ醒シテ退出シ、思ノ外ナル事哉ト私語カヌ者」もなかつた。

「角テ一兩日ヲ過ケル處ニ」、一宮・新田勢が「三河・遠江マデ進ヌ」と騒然となり、上杉道勤・細河和氏・佐々木道誉は足利直義の元に参集して、「將軍の仰モサル事ナレドモ」としつづつ、今こそ「當家ノ御運ノ可_レ開初ニテ候ヘ」と述べ「兎ヤセマシ角ヤ可_レ有ト長僉議シテ、敵ニ難所ヲ越サレナバ後悔ストモ益アルマジ。將軍ヲバ鎌倉ニ殘シ留メ奉テ左馬頭殿御向候ヘ。我等面々ニ御供仕テ、伊豆・駿河邊ニ相支ヘ、合戦仕テ運ノ程ヲ見候ハン」と進言したところ、直義は「不_レ斜喜デ」直ちに二十万七千余騎で十一月二十日に鎌倉を出立し、同二十四日に「三河國矢矯ノ東宿」に到着した。

第三章は「十一月二十五日ノ卯刻」に六万余騎で矢矧河に押し寄つた新田義貞・脇屋義助軍側の視点に立つて描かれる。

まず、義貞の命令を受け偵察した長浜六郎の提案に従い、「態敵ニ河ヲ渡サセント河原面ニ懸場ヲ殘シ、西ノ宿ノ端ニ南北二十餘町ニ營テ、射手ヲ河中ノ州崎ヘ出シ、遠矢ヲ射サセテ」敵をおびき寄せる作戦をとつた。

「案ニ不違」吉良・土岐・佐々木の六千余騎が「上ノ瀬」を渡り、官軍（新田軍）五万余騎と戦い、次いで高師直・師泰勢の二万余騎が「下ノ瀬」ヲ渡テ、官軍ノ搦大將新田義貞ニ打テ懸」つた。

「兼テヨリ馬廻ニ勝レタル兵を七千餘騎圍マセテ」大力の武士に防備させていた義貞は、敵を近付かせず、「人馬共ニ氣疲レテ、左右二分テ營タル」敵を、義貞・義助の七千余騎が圧倒し、退去させた。

鎌倉勢（足利軍）は「如何思ケン、爰ニテハ不叶トテ」、その夜矢矧を退いて鷺坂に陣取つた。ところが、遅れて義貞軍側に到着した宇都宮ら三千余騎が鷺坂に押寄せたため、鎌倉勢は退却、しかし、直義軍が二万余騎で馳せ着いたことで「敗軍是ニ力ヲ得テ」手越に陣取つた。

十二月五日、八万余騎となつた新田勢のうち、脇屋義助らの六千余騎が手越河原に進攻、更に、夜に入つて「究意ノ射手を勝テ」矢を射かけたため、「數萬ノ敵」は鎌倉まで退いた。新田義貞は、勝ちに乗つて「伊豆ノ府」に到着。「降人ニ出ル者數ヲ不知」という状況の中で、佐々木道誉が「太刀打シテ痛手數タ所ニ負」い「舎弟五郎左衛紋ハ手超ニテ討レ」たため「世ノ中サテトヤ思ケン」義貞

方に降参した事が記される。

ところが、続けて「官軍此時若足ヲモタメズ、追懸タラマシカバ、敵鎌倉ニモ怵フマジカリケルヲ、今ハ何ト無クトモ、東國ノ者共御方ヘゾ參ランズラン、其上東山道ヨリ下リシ搦手勢ヲモ可レ待トテ、伊豆ノ府ニ被_レ逗留ケルコソ、天運トハ云ナガラ、薄情カリシ事共ナリ」（傍線筆者。以下同じ）とも記される。

そして、叙述の視点は足利方に移る。鎌倉に戻つた足利左馬直義が「合戦の様ヲ申サン爲ニ、將軍ノ御屋形」へ行つたが、「四門空ク閉テ人モナ」く、「アラ、カニ門ヲ敵」いたところ、出て来た須賀左衛門が「將軍ハ矢矧ノ合戦ノ事ヲ聞召候シヨリ、建長寺へ御入候テ、已ニ御出家候ハント仰候シヨ、面々様々申留メテ置進セテ候。御本結ハ切セ給テ候ヘドモ、未ダ御法體ニハ成セ給ハズ」と語つた。「左馬頭・高・上杉ノ人々」は、「角テハ彌軍勢共憑ミヲ失フベシ。如何セン」と「仰天」したが、上杉重能が「將軍縦ヒ御出家有テ法體ニ成セ給候共、勅勘遁ルマジキ様ヲダニ聞召候ハ、思召直ス事ナドカ無テ候ベキ。謀ニ綸旨ニ三通書テ、將軍ニ見せ進セ候ハ、ヤ」と提案、直義も「兎モ角モ事ノヨカラん様ニ計ヒ沙汰候へ」と任せた。そこで重能は「宿紙ヲ俄ニ染出シ、能書ヲ尋テ、職事ノ手ニ少シモ不違」書かせた。それには、「足利宰相尊氏、左馬頭直義以下一類等、誇_レ武威_レ輕_レ朝憲_レ之間、所_レ被_レ征罰_レ也。彼輩縦雖_レ爲_レ隱遁身、不_レ可_レ寬_レ刑伐_レ。深尋_レ彼在所、不_レ日_レ可_レ令_レ誅戮_レ。於_レ有_レ戰功_レ者可_レ被_レ抽賞_レ、者_レ論旨_レ如此。悉_レ之_レ以_レ狀_レ」との文が書かれており、「同文章ニ名字ヲ替テ、十餘通書テ」提出した。

直義は、それを持って建長寺に赴き、「泪ヲ押ヘテ」、足利一族については「縦遁世降參ノ者ナリ共、求尋テ可レ誅ト議シ候ナル。叡慮ノ趣モ、又同ク遁ル、所候ハザリケル」と述べ、「先日矢矧・手超ノ合戦ニ討レテ候シ敵ノ膚ノ守リニ入テ候シ繪旨共、是御覽候へ」と、持参した「繪旨」を見せ、「加様ニ候上ハ、トテモ通ヌ一家ノ勅勘ニテ候ヘバ、御出家ノ儀ヲ思召翻サレテ、氏族ノ陸沈ヲ御受け候ヘカシ」と説得した。

尊氏は「謀書」とは気付かず、「誠サテハ一門ノ浮沈此時ニテ候ケル。サラバ無力。尊氏モ勞ト共ニ弓矢ノ義を專ニシテ、義貞ト死ヲ共ニスベシ」と、直ちに「道服」を脱いで「錦ノ直垂」を着した。そのため、「事叶ハジトテ京方ヘ降參セントシケル大名」や、「右往左往ニ落行ントシケル軍勢」も、「俄ニ氣ヲ直シテ馳參」じた結果、「一日モ過ザルニ、將軍ノ御勢ハ、三十萬騎ニ」なった。

第四章「箱根竹下合戦事」は、建武二年十二月十一日の「左馬頭直義箱根路へ支へ、將軍ハ竹下へ向ベシ」という足利勢についての叙述から始まる。

將軍勢「十八萬騎」が竹下に、直義勢は「六萬餘騎」で箱根峠に到着した。一方、「十二日辰刻」に、「京勢」は「伊豆ノ府ニテ手分シテ」、竹下へは尊良親王・脇屋義助らの七千餘騎が「搦手」として、箱根へは新田義貞らの七万余騎が「大手」として出発した。

新田勢の中には十六人の「黨ヲ結タル精兵ノ射手」がいて、「向フ方ノ敵ヲ射スカサズト云事ナ」く、又、「各ヲ重シ命輕ズル千葉・

宇都宮・菊地・松浦ノ者共」の勇敢な戦いによって、鎌倉勢（足利方）には退去する者が続出した。

一方、竹下に向かった中書王（尊良親王）軍の五百餘騎は「錦ノ御旗ヲ先ニ進メ」て、足利高経らの三百餘騎と対決したものの、「二戦ニモ不レ及シテ」敗退。「中書王ノ副將軍脇屋右衛門佐」は「七千餘騎ヲ一手ニナシテ」奮戦。この合戦の中では、脇屋義助の子息義治（十三歳）が「郎等三騎相共ニ」敵中に取り残されるが、「幼稚ナレドモ心早キ人ニテ、笠符引切テ投捨、髪ヲ亂シ顔ニ振懸テ」奮闘し、父義助の「二度ノ懸」によって窮地を脱し、父子揃って帰陣した話が詳述される。

「荒手ヲ入替テ戦シメントシ」ていた官軍側の「千餘騎ニテ後ニ引へ」ていた「大友左近將監・佐々木監治判官」は、「如何思ケン、一矢射テ後、旗ヲ卷テ將軍方ニ馳加リ、却テ官軍ヲ散々ニ射」たため、官軍が敗走する結果となった。

第五章は新田側の動きが記されている。「箱根路ノ合戦」で「戦フ毎ニ利ヲ得」ていた官軍（新田軍）は、「僅ニ引ヘテ支タル足利左馬頭ヲ追落テ、鎌倉ヘ入ランズル事掌ノ内ニ有」と、「皆勇ニタデ明ルヲ遅シ」と待っていたところ、「搦手ヨリ軍破レテ、寄手皆追散サレヌ」との報が届いたため、「諸國ノ催シ勢、路次ノ軍ニ降人ニ出タルツル坂東勢」は、「幕ヲ捨、旗ヲ側メテ我先ニト落行」き、「サシモ廣キ箱根山ニ、スキマモ無ク充滿シタリツル陣ニ、人アリ共見ヘズ」という変化を見せた。

執事舟田入道から戦況報告を受けた新田義貞は「何様陣ヲ少シ引退テ、落行勢ヲ留テコソ合戦ヲモセメ」と、「僅ニ百騎ニハ過ザリ」という勢で箱根山を引き退いた。

撤退する途中で出会った散所法師が舟田入道に対して「昨日の暮程ニ脇屋殿、竹下ノ合戦に討負テ落サセ給候シ後、將軍ノ御勢八十萬騎、伊豆ノ府ニ居餘テ、木ノ下岩ノ陰、人ナラズト云所候ハズ。今此御勢計ニテ御通り候ハン事、努々叶マジキ事ニテ候」と告げたのを聞いた栗生・篠塚は、却って「敵八十萬騎ニ、御方五百餘騎、吉程ノ合ヒ手也。イデイデ懸破テ道ヲ開テ參セン。繼ケヤ人々」と攻め込んでいく。新田義貞を狙って攻撃をしかけてきた一条次郎を篠塚が討ち、義貞勢は二十騎となる。

その後、新田勢は、出合う敵軍を次々に打破して、天龍川を渡り、更に、宇都宮公綱の「爰ニテモシ數日ヲ送ラバ、後ロニ敵出來テ、路を塞グ事有ヌト覺候。哀レ今少シ引退テ、アジカ・洲保ヲ前ニ當テ、京近キ國々ニ、御陣ヲ召サレ候ヘカシ」という進言と諸大將の同意を入れて、尾張国まで退いたのであった。

二一

以上、卷十四の前半部について概観してきたが、卷十三で顕在化を見せ始めた八足利氏―後醍醐帝〱という対立の構図は、卷十四に入って、屈曲した展開を見せることとなる。

尊氏・義貞両人の奏状をめぐる諸脚僉議においても、容易に結論

が出ない雰囲気のもと、㉔大塔宮護良親王の「禁殺」という一点に絞っての坊門清忠の足利兄弟への責任追求の論が、鎌倉より帰落した「南ノ御方ト申女房」の証言で裏付けられた形となり、更に、四国・西国から㉕「足利殿ノ成ル、軍勢催促ノ御教書」が証拠物件の形で届けられたことによって、足利尊氏を「朝敵」とする裁定が下されたこととなる。

ただ、「中先代の乱」平定後の尊氏に「隱謀ノ企アル由」の報告を聞いた後醍醐帝は、「逆鱗」「御憤」という反応を示した（この時には、公卿僉議における親房・公明の発言が制御の役割を果たし、慧鎮上人の鎌倉への派遣による実地検証に基づいて結論が出されるはずになっていた）。

ところが、今回の㉖についての帝の反応は「叡慮更ニ不穩。是ヲコソ不思議ノ事ト思食」すというものであった。つまり、帝自身は尊氏を直接の「敵」と見做すことに断定的な姿勢を見せていない。それは、「讒口傍ラニ有テ亂眞事多カリケル中ニ」とか、「佞臣在朝讒口亂眞」（尊氏の奏状）とか、「暢讒口之舌、巧吐浸潤之諧」（義貞の奏状）等の表現からも推察可能なように、後醍醐帝の周辺には、「讒口」が多く見られる傾向があったという事でもある。「讒口」に対するものとしては「諫言」が考えられる。しかし、先に見てきたように、親房・公明の「諫言」によって、慧鎮上人の鎌倉派遣が決定していたにも拘らず、上人が出発する前に奏状合戦となってしまう。しかも、万里小路藤房が再三の「諫言」が容れられなかったために、遁世という形で後醍醐帝（建武新政）に背を

向けた事が、すでに卷十三で描かれていた。^(注6)

こうして、尊氏は「朝敵」となったが、尊氏自身が「敵」として「朝」の前に立ちほだかる人物としては造形されない。

第二章において、新田義貞ら「討手の大勢」が京都を出発したとの報を受けた直義らが、尊氏(将軍)に出陣を勧める場面でも、尊氏は暫くの沈黙の後、自分の地位・身分が自身の「微功」だけでなく、帝の「厚恩」に依るものであると述べ、更に、前述の㊶㊷についても、「子細」を釈明することによって、「逆鱗」を静めることが可能なはずだと主張する。

そして、自分自身は「向」君奉テ引弓放矢事不可有」と述べ、もし釈明が不可能な場合は「剃髮染衣ノ貌」となって「君ノ御為ニ不忠ヲ不存處ヲ、子孫ノ為ニ可レ殘」と「氣色ヲ損ジテ」室内に籠ってしまったのであった。

上杉・細河・佐々木らの勧めに従って、直義の率いる二十万七千余騎が、一旦は鎌倉を出発したものの、矢矧・鷲宮・手越河原の合戦に敗れて、鎌倉に戻り、直義は、建長寺に籠る尊氏の元に参上した。尊氏の「御本結ハ切セ給て候ヘドモ、未だ御法體ニハ成セ給ハズ」という姿に、直義達は「仰天」するが、上杉重能の提案した偽繪旨を使って、「トテモ遁ヌ一家ノ勅勸」であることを述べ、尊氏を説得する。

その結果、尊氏も「サラバ無力」として出陣を決意した——と描かれる。

つまり、この段階で漸く尊氏は「朝敵」としての立場に拠って行

動を開始したこととなる。ただし、その行動は「謀書」であること知らぬものであったから、尊氏の「朝敵」としての責任は追求されないという構造となっている。

この点について、大森北義氏は、長谷川端氏の提言に基づきつつ、卷十四・十五・十六を、『太平記』第二部「展開部」の「前半」の三巻とし、「尊氏の権力の掌握にむけての合戦過程と階梯をそれとして描こうとする構想筋と、尊氏の天皇への反逆を回避・隠蔽しようとする歴史叙述の志向性」との関係重視され、『神皇正統記』や『梅松論』と違って『太平記』が、「尊氏の反逆・謀叛をそれとして認めることを回避し、虚構を仕組んでこれを隠蔽するだけでなく、対立する尊氏・天皇両者の関係を逆に肯定的に描こうとさえしているものである。したがって、その構想とこの志向性との間には、構造上の整合性がみられないばかりか、相互に背反する質さえ認められる」として、その事が「構想の最大の問題」であると指摘しておられる。

このように見てくると、尊氏がいよいよ立ち上がる前段階としての、直義の敗北を描く場面における叙述、すなわち、新田軍が直義軍を徹底的に攻撃しなかつたとの指摘(「官軍此時若足ヲモタメズ、追懸タラマシカバ、敵鎌倉ニモ泳フカジカリケルヲ」「天運トハ云ナガラ、薄情カリシ事共ナリ」)によって、真の「朝敵」ではない足利尊氏が「天運」に加護されることのない新田義貞を、当然打破する存在として形象しているのが、『太平記』卷十四の前半部であると言える。

それは、後半部の第六章における全国的な「朝敵蜂起」を背景として、第十章の「將軍入洛」へと必然的に接続していく、作品としての構想の問題でもある。

(注)

- (1) 引用は日本古典文学大系本(岩波書店)による。
- (2) 大系本頭注の指摘にもある通り、西源院本など諸本は人名を記さない。北畠親房は当時陸奥にいたので「諫言」はできない。なお、巻十四全体の諸本の違いについては、長谷川端氏の「巻十四の本文異同とその意味」(『大平記の研究』・汲古書院)に詳述されている。
- (3) 「十九日」(西源院本など)が正しい。
- (4) 本文では、続けて「後ノ管根ノ合戦ノ時又將軍ヘハ參ケル」とする。この箇所についても、長谷川氏は(注2)に引用した論考において、神田本・西源院本・天正本・流布本を比較し、「暫時間、事ヲ謀テ」との一文を持つ西源院本について「そこには明らかに西源院本筆者の道誉形象に対する固定的な視点が存在している」と指摘しておられる。なお、森茂暁氏は、その著『佐々木導誉』(吉川弘文館)において、この箇所を「導誉は新田義貞に降参したふりをして、危機を脱した」と説明しておられる。
- (5) 『梅松論』は「ヒソカニ浄光明寺ニ御座アリシ程ニ、海道ノ合戦難儀タル由聞召サレ、將軍被レ仰テ云、若頭殿命ヲ落ル、

事アラバ、我又存命無益也。タマシ違勅ノ事心中ニ於テ發起ニ非ズ、是正ニ天ノ知處也。鑑見明々白ナラバ必祖神八幡ノ加護アルベシトテ、先立テ諸人ヲ被立シカバ」(京大本による)と記し、直義の事を氣遣つての出陣とする。

(6) 拙稿(高氏)から「尊氏」へ——『太平記』巻十三の構成と展開——『樟蔭国文学』31)でも述べた。

(7) 『太平記』の構想と方法(明治書院)。

(8) (注2)『太平記の研究』。

(9) 西源院本は「伊豆ノ府ニ逗留シテ、七日迄徒ニ居ラレケルコソ不運ノ至トハ覺ヘタレ」。神田本・玄玖本も同じ。